

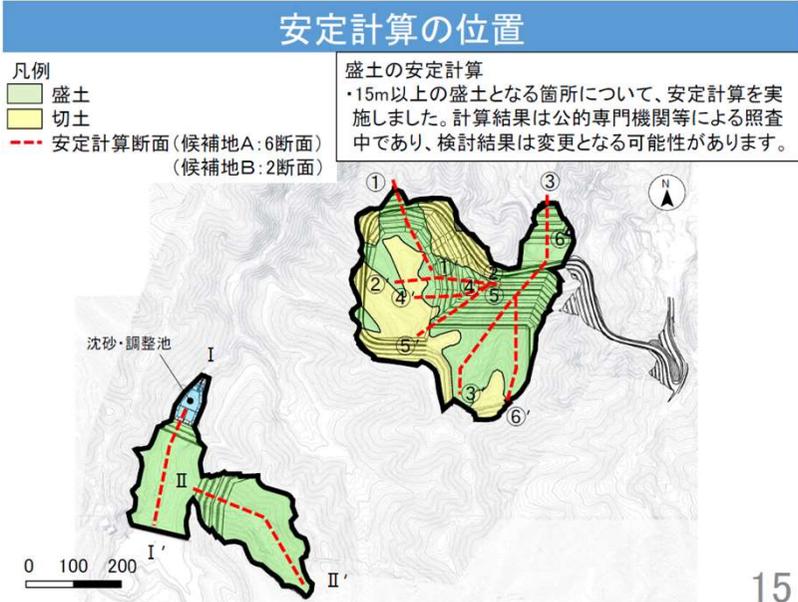
○JR東海への質問事項に対する回答

No.	質問者	項目	質問内容	回答
1	吉田	盛土安全性	候補地Bの盛土天端等の比較的高い部分で法肩の崩落等が発生した場合、どのように重機を現場に持ち込むか検討されていますか？	・隣接のゴルフ場内から重機の搬入を考えていますが、詳細はゴルフ場と協議してからとなります。
2	吉田	盛土安全性	イノシシの掘り起こしなどによるのり面崩落が考えられますが、動物進入柵設置(立入防止柵)などの対策は検討されていますか？	・当社用地の境界に用地さくを設置するかどうかについては、今後検討いたします。 ・置き場につきましては、目視による巡回点検を定期的に行うこととしています。イノシシ等による掘り起こしに伴い、盛土の適切な管理に支障をきたす場合には、委員ご提案の動物侵入防止柵の設置を検討してまいります。
3	吉田	盛土安全性	大雨時の通水断面については確保できていると思いますが、縦排水と小段排水の合流ますにおける溢流については何か検討されていますか？のり面小段はコンクリート保護を行いますか？	・合流部には、ますを設けます。合流ますについては、道路設計要領に基づき、合流ますの幅は管渠+200mmを標準とし、内部に土砂だめ(深さ150mm)を設けます。 ・のり面小段は、コンクリートによる被覆を行います。
4	吉田	盛土安全性	盛土の天端・のり面の表面はどのように管理されていく考えでしょうか？定期的な草刈り等を行っていくことになるのでしょうか？植林をされるのでしょうか？	・盛土の天端(平場)の造成後の仕上げ(植林や舗装など)につきましては、活用方法を踏まえ、御嵩町とも相談させていただきながら、決めてまいります。のり面につきましては植生を行うこととしています。 ・置き場の維持管理につきましては、目視による巡回点検を定期的に行うこととしています。草刈りにつきましては、必要に応じ実施いたします。
5	吉田	盛土安全性	・瑞浪層群の泥岩と凝灰質砂岩はスレーキング性の岩であるか？ ・スレーキング性の岩であるのであれば、強度低下したあとも問題が生じない設計となっているか？	・盛土の安定計算における瑞浪層群の土質定数の設定にあたっては、スレーキングが発生する可能性があることを考慮しています。その土質定数の設定については、高盛土委員会において確認を受けています。
6	鈴木	盛土安全性	P1最下段、第4回フォーラムで説明した形状から一部変更したとありますが、どこが変わったか、教えてください。P10委員会審議はいつ行われましたか？議事録は開示できますか？意見があり、反映したとありますが、具体的にどんな意見が出されましたか？(議事録で確認できればベストですが)基準を満足したとのエビデンスがあると聞きました、開示できますか？候補地Bの盛土の安定計算をする場合、遮水シートに包まれた要対策土があんこのように内部に存在しているが、計算上どのように反映されているのか？	○第4回フォーラムでご説明した形状からの一部変更について ・置き場Aにつきまして、第4回フォーラムでご説明した形状からの一部変更しています。変更内容は、将来活用する際の使い勝手を考え、平場②と平場③の仕上げ高さを合わせたほか、盛土の天端付近において切土量を減らす工夫(一部ののり面におけるブロック積擁壁の採用や、切り盛り計画の変更)をいたしました。変更箇所については別紙をご参照ください。  ○高盛土委員会の開催時期、審議内容について ・当社からのご説明資料をご確認ください。  ○遮水シートの安定計算上の扱い ・遮水シートで封じ込める範囲は、すべり面を外した位置に設けています。(第4回審議会当社説明資料P15を参照) なお、遮水シートの滑り対策といたしましては、斜面に対向する向きに敷設いたします。詳細は第4回フォーラム当社説明資料P34をご参照ください。また、斜面部に遮水シートを設置する際は、シート自体の自重でシートが滑り落ちることを防止するために、コンクリートにより固定します(第4回フォーラム事前質問への回答書No.8,9に記載)。

7	鈴木	盛土安全性	<p>Aの盛土形状からの排水は、1つの調整池となっておりますが、流出方向は北に向かって右左2つではありませんか？2つを一系統にまとめるという考えですか？矢印がはっきり見えないので。P8の調整池は、御嵩町の既存のため池です。 御嵩町への質問(以下5件)</p> <p>①この池はもともと何の目的の池ですか？ ②JRに使わせる前提ですか。(説明を聞きましたか？) ③この池の水質、泥の事前の分析調査はしましたか？ ④もし調査対象でなければ調査地点に加えるべき、如何ですか。 ⑤計算の精査をする必要はありませんか(盛土計算のように)</p> <p>P20ここで洪水調整池と言う言葉が出てきます。調整池と同じ意味ですか？P20御嵩町に確認を行っています。とありますが、何を確認しているのか、内容、状況の説明をお願いします。候補地Bの比流量計算はありますが、候補地Aの計算が無いようですが？P3比流量が最小となるのは、②ではなく③ではないのか？P20次のP1からP6の計算が、何を求めようとしているのか？簡潔に補足説明願いたい。</p>	<p><b>【JR】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○置き場Aの表流水の集水について</li> <li>・置き場Aの周りに新設する道路沿いに側溝を設けます。置き場の表流水については、この側溝を経由して既設ため池に流す計画です。</li> <li>○洪水調整池と調整池について</li> <li>・両者は同じ意味です。</li> <li>○置き場Aの比流量の計算について</li> <li>・付属資料①-1-1-Iです。</li> <li>○置き場Bの比流量が最小となる地点について</li> <li>・付属資料②P3に関するご質問(調査地点②の比流量は0.151であるのに対し、調査地点③は0.109であるのにも関わらず、0.151を採用した理由)と推察します。</li> <li>・比流量の計算はP2をご参照ください。「林地開発許可審査の手引き」P85及びP96に基づき、比流量は開発行為に伴うピーク流量が1%増加する範囲内で、現地調査を実施のうえ、現況流下能力の計算を行い、狭小部の選定を行い決定します。</li> <li>・具体的に、P2においてピーク流量が1%以上増加する範囲を計算したところ113haでした。113haの範囲内で狭小部の選定をP3で行います。調査地点③の累加面積は123.1haで113haを超えることから、狭小部は調査地点①または②から選定することになります。調査地点①の比流量は0.418に対し、調査地点②の比流量は0.151なので、調査地点②を狭小部として選定しました。</li> <li>○P20次のP1からP6の内容</li> <li>・置き場Aの沈砂調整池につきましては、P5～7で必要となる容量の計算を行っています。計算に用いる数値の根拠を付属資料①に示しています。また、置き場Aにつきましては既設ため池の活用を考慮しており、P5～7で求めた沈砂調整池の容量を満たしているかをP8で確認しました。</li> <li>・置き場Bの沈砂調整池につきましては、P10～13で必要となる容量の計算を行っています。計算に用いる数値の根拠を付属資料②に示しています。</li> </ul> <p><b>【町】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ゴルフ場開発のための調整池であり、撤退工事の際に造られたものです。</li> <li>②候補地Aは調整池の集水エリアに含まれます。現状では、JR東海から置き場Aの沈砂調整池として使いたい旨の申し入れは受けており、容量や排水計画等についての説明は、同資料のP.1～8にあります。</li> <li>③水質、泥の事前分析については行っていません。</li> <li>④JR東海と計画の方針に合わせて協議し、必要な調査等を検討していきます。</li> <li>⑤フォーラムでの追加確認事項として排水設備が十分なのかの計算根拠を求め、回答を受けました。今後、排水計画に疑義や再確認が生じる場合は協議してまいります。また、現在、令和5年4月に林地開発許可審査の手引き改訂に伴い追加された但し書き部分で、調整池は原則30年確率のところ、排水を導く河川管理者との協議において、必要と認められる場合は50年確率とできる規定があります。今後、計画の深度化や施工計画や管理計画の協議において、50年確率が必要と認めるのか、町河川管理部局(建設部)を中心に検討してまいります。</li> </ol>
---	----	-------	---	---

8	鈴木	盛土安全性	<p>公的機関(高盛土委員会)に検証を依頼した事になっていきます。(岐阜大学)</p> <p>①委員会の構成を教えてください。</p> <p>②委員会議事録はありますか？</p> <p>③意見により一部見直したとあります。どんな見直しをされましたか？</p> <p>④最終的に意見書が添付されて戻ってくるとあり。見せていただけますか？</p>	<p>・「公的専門研究機関等による盛土の安定解析結果の照査」とおりです。(資料は第4回審議会当日配布)</p>
9	鈴木	盛土安全性	<p>盛土の法面の仕上げはどうなっていますか？</p>	<p>・No.4に記載のとおりです。</p>
10	鈴木	盛土安全性	<p>盛土の開発エリアについて、緑地残地の制約はないですか？</p>	<p>・「林地開発許可申請の手引き(岐阜県)」に定めのある「工場、事業場の設置」とみなし、森林率が25%以上を確保します。</p>
11	鈴木	盛土安全性	<p>既設ため池について、第1回の回答資料に「一部改良」との記載があります。どんな改良でしょうか？</p>	<p>・置き場Aの排水計画において、「林地開発許可申請の手引き(岐阜県)」に基づいて、調整孔(オリフィス)の検討の結果、既存のため池の調整孔では調整孔断面積が大きい(流量が大きい)ので、小さくする改良をします。</p>
13	鈴木	要対策土	<p>排水基準の管理について(健全土)</p> <p>①盛土からの排水は、水濁法の排水基準</p> <p>②河川法流の基準は環境基準</p> <p>②の方が①より約10倍厳しい(下表)</p> <p>調整池までは①水質法基準</p> <p>そのまま流せば、河川基準を超えるかもしれないので調整池から出る段階で、河川基準にすべきと思うが何故そうしないのでしょうか？</p> <p>本件はフォーラムの時、以降も質問しているが、変えない、と言われていました。なぜそこまで固執されるのかその理由を教えてください。</p>	<p>・当社といたしましては、法令に則り適切に対応いたします。</p>
14	鈴木	要対策土	<p>近隣市町での健全土の対応について</p> <p>・瑞浪(南垣外)</p> <p>坑口からベルトコンベアで運搬、民間の残土処分場に入れています。85ha、121万m<sup>3</sup></p> <p>・多治見(大針)</p> <p>工事ヤードからベルコンで民間処分場(畑佐興行)(砂利等を採掘した跡地)へ搬入しています。</p> <p>・可児(大森)</p> <p>工事ヤード、仮置き場と健全土処分場は？写真の位置でしょうか？</p> <p>仮置き場について、令和4年度は持込は無しと報告されています。令和5年になって、持ち込みを開始したと町より聞きました。量はどれくらいですか？写真右の場所が健全土処分場のようですが、民間の処分場ですか？陶土を採掘した跡の埋め立てと言うことでしょうか？</p>	<p>○大森工区における工事施工ヤードと仮置き場、発生土運搬先の位置について</p> <p>・工事施工ヤードと仮置き場の位置関係は、「可児市内大森発生土仮置き場における環境保全について(令和2年9月、令和3年4月更新)P2-2の位置図をご参照ください。</p> <p>【データ保管先(JR東海HP) : <a href="https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/gifu/plan.html">https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/gifu/plan.html</a>】</p> <p>・工事施工ヤードと発生土運搬先(民間事業造成地)の位置関係は、「中央新幹線第一中京圏トンネル新設(大森工区)工事における環境保全について(トンネル掘削等作業)(令和元年12月、令和4年4月更新)P2-8の位置図をご参照ください。なお、民間事業造成地での活用方法につきましては、当社事業ではございませんので回答はいたしかねます。</p> <p>○令和5年度における仮置き場への運搬について</p> <p>・令和5年末時点で、約2,000m<sup>3</sup>を仮置き場に運搬しています。</p>

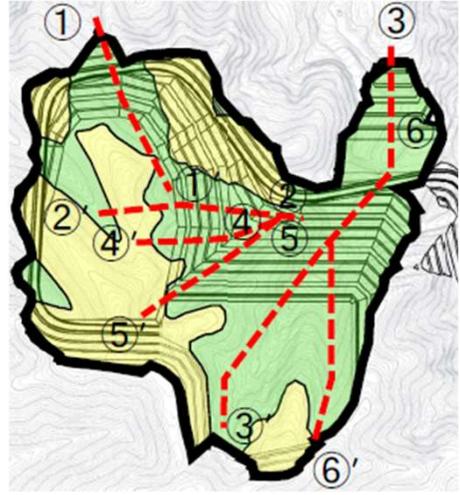
15		要対策土	令和4年12月に可児市大森工区において、六価クロムが基準超過した旨の結果の提示があった。原因を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年12月9日に中央新幹線第一中京圏トンネル新設(大森工区)の斜坑掘削時に発生した発生土において、土壤汚染対策法に定める基準値を超える、六価クロムが検出されたため、12月12日に岐阜県へ報告いたしました。最大で六価クロムが0.057(基準値0.05mg/Lの1.14倍)が確認されています。</li> <li>・土壤汚染の原因は確定できませんが、現地の土地利用状況(山林)や溶出した物質の種類、濃度等から、自然由来によるものと推測しています。なお12月12日に岐阜県から発表された資料には、原因は「自然由来による汚染の可能性が高いと考えられますが、現時点では不明です。なお、周辺地域には、六価クロムを原料に使用する工場・事業場はありません。」とあります。</li> </ul>
16		要対策土	岐阜県では、県が発注する建設工事において要対策土が発生する場合、岐阜県建設発生土処理対策調査委員会が開催されている。JRにおいても同様の委員会を開催するとのことだが、法的な位置付けを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基準に適合しない土砂との埋立て等に関する要綱(岐阜県)第3条第9号 その他知事が求める事項」として、県から「学識経験者の意見」を県との協議書に付すよう求められています。第1回御嵩町 町長・町議会銀説明資料P18(令和元年8月30日)をご確認ください。</li> </ul>
17	吉田	その他	当該候補地以外の新たな候補地を御嵩町が提示した場合、全部ないしは一部をそちらに盛土することを前向きに協議する余地はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で、置き場を実施しない場合の回答は差し控させていただきます。</li> </ul>
18	鈴木	その他	JR東海は、工事ヤード、候補地A、Bについて、もし今の計画が進んだ場合、工事完了後どのような姿にするつもりですか？(工事ヤードは元に戻す。候補地Bは植樹せず、盛土の姿で管理する。候補地Aは平地について御嵩町の活用案があれば協力する等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事ヤードについては、リニア運行に必要な設備を設置します。</li> <li>・候補地Aの造成後の活用については、今後も町と協議します。</li> <li>・候補地Bについては、第6回フォーラムでJRから説明があったとおり、美佐野ハナノキ湿地群の保全作業のための拠点整備や訪れた人々が自然と触れ合える憩いの場の創出することを検討し、積極的に取り組んでいきます。</li> </ul>
19	佐賀	その他	H28.4.12の御嵩町とJR東海の打合せ時に、JR東海が、地質調査、ボーリングや断層破たん調査を実施した結果、そのあたりに地すべりの可能性があるというのが分かった、と発言している。また、H30.7.18には、有識者は置き場のあたりは真砂土で崩れやすい地質であるとも発言している。これについて、JRは地すべりの可能性を調べるために5か所のボーリング調査した様だが、「地すべりの可能性はない」とするその調査結果(データ)と根拠説明を出すべき。	<p><b>【町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工ヤードにおける詳細な調査の結果、地すべりの可能性はないことが確認され、町もその報告を受けています。</li> <li>・ご要望のあった地質調査結果の開示についてJR東海に確認したところ、トンネル本線や工事施工ヤードは、鉄道構造物として調査や設計を実施していることから、調査結果の開示は行わないとのことでした。町としても、JR東海の責任において、適切な設計や管理がなされるものと考えております。以上につきまして、以前に佐賀委員にご回答したとおりです。</li> <li>・今般、改めて地質調査結果の開示のご要望があったのでJR東海に確認したところ、置き場計画に対し具体的にどのような点をご心配されて、トンネル本線や工事施工ヤードにおける地質調査結果の開示をご要望されているのか、理由を教えてください、とのことでした。</li> </ul>



15

第4回フォーラム (R4.11) JR説明資料より

拡大図

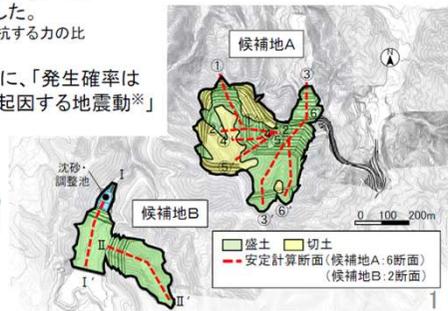


### 御嵩町からJR東海への確認事項に対する回答

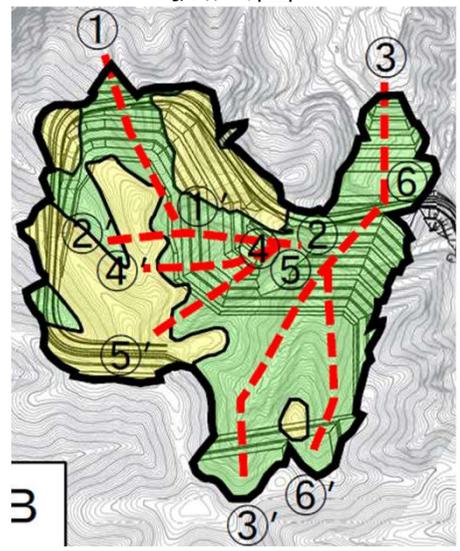
#### 盛土構造の安全性について、円弧安全率の最終結果の報告を求める

- ・高さ15mを超える盛土ののり面(候補地A:6断面、候補地B:2断面)において安定計算を行い、公的専門研究機関等による照査を受け、盛土の安定性を確認しました。
- ・安定計算とは、地山や盛土材料の性質、計画するのり面の勾配等を設計条件として、すべり面の安全率<sup>※</sup>を算出することです。  
今回、設計した盛土は、安定計算したすべてのすべり面の安全率が「常時で安全率>1.5」、「地震時で安全率>1.0」を満足する形状であることを確認しました。  
※ 安全率:土が滑ろうとする力と土が滑りに抵抗する力の比
- ・地震動は、宅地防災マニュアルを参考に、「発生確率は低いが直下型又は海溝型巨大地震に起因する地震動<sup>※</sup>」を想定して計算を行いました。  
※ 設計水平震度:0.25(震度6~7程度の地震)

・なお、右図の盛土形状は、詳細設計の結果、第4回フォーラムでご説明した形状から一部変更しました。



拡大図



3

R5.11 御嵩町HP公表資料より